

令和元年6月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

令和元年6月28日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第45号議案「専決処分の承認を求めることについて(藤枝市税条例等の一部を改正する条例)」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案「令和元年度藤枝市一般会計補正予算(第2号)」のうち、本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

初めに、「2款1項7目、交通安全対策費の、交通安全推進費について、TSマーク取得者数の目標数値的なものがあるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「中学生・高校生が約9千5百名、その他を含めて計1万人を想定している。」という答弁がありました。

次に、「TSマークの周知方法について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「9月5日の広報ふじえだで、県の条例に関する部分と市の補助制度について周知を図っていく」

という答弁がありました。

次に、「2款1項16目、市民相談費の消費者保護啓発事業費について、迷惑・悪質電話被害対策の迷惑電話チェッカーの現状の数について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成29年度から開始しており、平成29年度設置分は98台で継続は69台、平成30年度設置分は83台で継続は59台である。」という答弁がありました。

最後に、「同費中、拡大となった「通話録音機能内蔵の固定電話機等の購入支援」についての周知方法について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「7月5日の広報ふじえだで周知し、民生委員、自治会連合会、地域安全推進員等にも協力していただいで周知を図っていく」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「改正に伴う市税収入への影響を伺う。」という質疑があり、

これに対し、「ふるさと納税制度の見直しについては、藤枝市民の寄付の動向についてももう少し様子を見る必要がある。個人住民税の見直しについては10万円程度の減少を見込んでいる。軽自動車税のグリーン化特例と種別割については、名称は変更しても当面2年間には延長もされるため、2年間は、影響はないものとする。」という答弁がありました。

このほか、特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案「藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第53号議案「市有財産（建物）の取得について（市役所南館）」について、申し上げます。

初めに、「売買の話が出たのはいつ頃の話か伺う」という質疑があり、

これに対して、「今年の夏頃である。」という答弁がありました。

次に、「南館の利用開始後の市民等からの感想があれば何う」という質疑があり、

これに対して、「昨年の10月に南館の取得にあたり、市民と職員から感想をいただいている。感想は「おおむね良好」というものである。」という答弁がありました。

このほか、特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。